

## 日本歩行訓練士会 規約

(名称)

第1条 本会の名称を「日本歩行訓練士会」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は日本ライトハウス養成部内に置く。

住所：大阪市鶴見区今津中2-4-37 日本ライトハウス養成部

2. 事務局長を会計担当とする。

(目的)

第3条 本会は視覚障害者歩行訓練士（以下「歩行訓練士」という）間の情報の交換、視覚障害者歩行に関わる学術・技能の研鑽、視覚リハビリテーションの普及・向上をはかること、歩行訓練士の社会的認知の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 視覚障害者歩行訓練および視覚リハビリテーションに関する研究会の開催
- (2) 講習会・研修会などの開催
- (3) 指導技術の改良・向上
- (4) 指導を通じての社会福祉の増進
- (5) 歩行訓練士の養成の向上

(6) 教材・教具の研究と紹介

(7) 歩行訓練士の社会的地位の向上

(8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は日本ライトハウス養成部が実施する指導者養成（平成12年度までの歩行養成、平成13年度からの指導者養成1年前期、及び教育研修）、国立障害者リハビリテーションセンター学院が実施する指導者養成、その他、海外の指導者養成機関等、本会が認めた指導者養成を修了し、本会の趣旨に賛同する者とする。

2. 本会の会員の呼称は「歩行訓練士」とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長（理事） 1名

(2) 副会長（理事） 1名

(3) 事務局長（理事） 1名

(4) 理事 上記3役を除き8名以上10名以内

(5) 監事 1名以上3名以内

(役員を選出と任期)

第7条 役員は会員の互選によって選出し、総会で決定する。定数以上の立候補の場合は総会の選挙で多数決で選出する。選挙の場合、投票数の定数内で得票の多数を得たものとする。

2. 役員任期は 2 年とする。再任は妨げない。
3. 会長、副会長、事務局長は、役員(監事は議決権なし)は互選による。
4. 役員会の内容は、別に定める。

(総会)

第 8 条 総会は会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は年に 1 回開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の 2 割以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。

4. 総会の成立は、出席者と委任状提出者の合計数が会員総数の 2 割を超えることとする。総会不成立の場合は仮総会とし、仮総会における承認および決定事項は、会員総数の 1/4 以上の反論のない場合は、議決が成立したものとする。

(総会の機能)

第 9 条 総会はこの規約に規定するもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業
- (2) 予算及び決算
- (3) その他、本会の運営に関すること

(総会の開催)

第10条 総会は会長が招集する。

2. 総会の開催にあたり会員に対して、総会の目的、その内容並びに日時・場所を、文書または電子メールをもって事前に通知しなければならない。

(総会の議長)

第11条 総会の議長はその総会における出席会員の中から選出する。

(資産)

第12条 本会の資産は次の各号をもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品、その他の収入

2. 本会の資産は会長がこれを管理し、その方法は役員会の議決による。

(会費)

第13条 会費は会員ひとりにつき年額 1000 円とする。

2. 会費の払込のための当座預金の口座名には「日本歩行訓練士会」の略称「歩行訓練士会」を用いる。

(入会・退会・各種変更届)

第14条 第5条の会員資格を満たし、入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて事務局に提出する。

2. 退会する者は事務局に通知する。会費が3年間未納の場合は、退会したものとす。

3. 会員各自の所属、住所など、各種の変更は速やかに事務局に届ける。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

(規約の改訂)

第17条 本規約の改訂は総会出席者の過半数の同意を必要とする。

平成29年7月1日

附則

この規約は昭和56年4月1日より施行する。

(昭和61年6月1日一部改正)

(平成13年6月2日一部改正)

(平成25年12月10日一部改正)

(平成27年8月10日一部改正)

(平成28年9月9日一部改正)

(平成29年7月1日一部改正)